報告事項1 (意見聴取)

平成29年2月定例府議会提出予定の議案について

平成29年2月定例府議会に提出予定の、特に教育に関する事務について定める議会の議 決を経るべき事件の議案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

平成29年2月17日

○条例案

- 1 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件
- 2 大阪府立学校条例一部改正の件
- 3 府費負担教職員定数条例一部改正の件
- 4 府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件
- 5 大阪府教育行政基本条例等一部改正の件
- 6 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件
- 7 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例一 部改正の件

<参考>

○今後の予定

- 2月17日以降 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく 知事からの意見聴取
- 2月23日 意見聴取に対する回答期限
- 2月24日 2月定例府議会本会議開会

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

〇条例案

| 番号 | 件名 | 概 要 |
|----|------------|--|
| | 職員の期末手当及び勤 | 市町村立学校職員給与負担法の改正により、指定都市立の |
| | 勉手当に関する条例等 | 小学校等の職員の給与を、指定都市が負担することとなるた |
| | 一部改正の件 | め、府費負担教職員の規定から指定都市を削除するなど所要 |
| | | の改正を行う。 |
| | | 施行予定期日:平成29年4月1日 |
| | | 〔関係条例〕 |
| | | ・職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例 |
| 1 | | ・職員の退職手当に関する条例 |
| | | ・職員の給与に関する条例 |
| | | ・職員の旅費に関する条例 |
| | | ・大阪府職員基本条例 |
| | | ・府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処 |
| | | 理の特例に関する条例 |
| | | ・府費負担教職員の分限及び懲戒に関する条例 |
| | 大阪府立学校条例 | 1 府立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増減 |
| | 一部改正の件 | 並びに国の定数改善等に伴い、府立学校の職員の定数を改 |
| | | 正する。 |
| | | ・中学校 8人 → 14人 |
| | | ・高等学校 10,011人 → 9,810人 |
| | | ・特別支援学校 5, 541人 → 5, 573人 |
| | | 施行予定期日:平成29年4月1日 |
| | | 2 大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画等に |
| 2 | | 基づき、規定の整備を行う。 |
| | | 施行予定期日:平成29年4月1日 |
| | | 旭日 1 足朔日・十成29十4万1日 |
| | | 3 大阪府立豊中高等学校能勢分校を設置し、大阪府立能勢 |
| | | 高等学校を閉校する。 |
| | | 施行予定期日:平成30年1月1日 |
| | | (能勢分校の設置) |
| | | 規則で定める日 |
| | | (能勢高校の閉校) |

| | 府費負担教職員定数条 | 市町村立学校の児童及び生徒の数の変動に伴う学級数の増 |
|---|------------------|-----------------------------|
| | 例一部改正の件 | 減並びに国の定数改善等に伴い、府費負担教職員の定数を改 |
| | | 正する。 |
| | | ・小 学 校 (義務教育学校の前期課程を含む。) |
| | | 27, 097 → $17, 289 $ 人 |
| 3 | | ・中 学 校 (義務教育学校の後期課程を含む。) |
| | | 16,079人→ 10,273人 |
| | | ・高等学校 28人 → 25 人 |
| | | ・特別支援学校 |
| | | 197人 → 15人 |
| | | 施行予定期日:平成29年4月1日 |
| | 府費負担教職員の人事 | 1 教育公務員特例法の改正により、校長及び教員としての |
| | 行政事務に係る事務処 | 資質の向上に関する指標の策定等の事務を豊能地区3市2 |
| | 理の特例に関する条例 | 町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)が処理す |
| 4 | 一部改正の件 | ることとする。 |
| 4 | | |
| | | 2 教育公務員特例法の改正により、規定の整備(条項ずれ |
| | | 是正)を行う。 |
| | | 施行予定期日:平成29年4月1日 |
| | 大阪府教育行政基本条 | 教育公務員特例法の改正により、規定の整備(条項ずれ是 |
| | 例等一部改正の件 | 正)を行う。 |
| | | 施行予定期日:平成29年4月1日 |
| 5 | | 〔関係条例〕 |
| | | ・大阪府教育行政基本条例 |
| | | ・大阪府立学校条例 ・大阪府附属機関条例 |
| | 大阪府福祉行政事務に係 | 地方自治法第252条の17の2の条例による事務処理の |
| | る事務処理の特例に関す | 特例制度に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の |
| 6 | る条例一部改正の件 | 総合的な提供の推進に関する法律に基づく事務の一部を茨木 |
| | ONE PROTECTION | 市が処理することとする。 |
| | | 施行予定期日:平成29年7月1日 |
| | 大阪府認定こども園の認 | 社会福祉法の改正に伴い、認可外施設型認定こども園の設 |
| 7 | 定の要件並びに設備及び | 置者が法人である場合の役員の要件に関する規定の整備(条 |
| 7 | 運営に関する基準を定め | 項ずれ是正等)を行う。 |
| | る条例一部改正の件 | 施行予定期日:平成29年4月1日 |

大阪

順員の期 際府条例 の第 する条例 部改正 一部を改正する条例

職 \mathcal{O} _

る条 例 (昭和三十九年大阪府条例第

示 す ように 改 正 \mathcal{O} 正 の欄に掲げる規定に傍線 で

| 2―6 (略) |
|--|
| 則で定め より失職 |
| 号に該当し、世界には |
| る日に支給する。これらの基準日前一箇月以内・れ基準日の属する月の人事委員会規則で定め |
| |
| , |
| |
| 市 命権者(|
| (以 下 |
| 日 第五条 勤(動勉手当) |
| |

 \mathcal{O} 関 す Ź 条 例 \mathcal{O} 部 改正

第 次 次 の 条 員 職退 員 職 関 す る 条 例 (昭 和 四十年大阪府条例第四号) \mathcal{O} 部を

示す ように いように に改正する。に改正する。 る規定を同 表 \mathcal{O} 改 正 後 \mathcal{O} . 掲げ る規定に傍線 で

| | | | | | | | | | | | | | | _ | |
|-------|-----------------------|-----------------------|--------|--------------------|-----------------------|------------------------|---------------------|----------------------|-------|------------------------|---------|----------|---------------|---|-----|
| | 用しない。 | 規定は、 | 乂は町 | 町又は能勢町の条例の規定で前各項の規 | 査審議について、豊中市、池田市、箕面市、豊 | 退職手当の支給制限等の処分についての | 第百三十五号)第一条に規定する職員に対 | 町村立学校職員給与負担法(昭和) | 能町立学校 | 甲市立学 | 2-6 (略) | 第十八条 (略) | (人事委員会の調査審議等) | | 改正後 |
| 用しない。 | に係る当該職員については、前各項の規定は、 | 定に相当するものがあるときは、当該市又は町 | 、条例の規定 | ПÉП | 調査審議につ | 号) 第一条に規定する職員に対する退職手当の | 法律第百三十 | び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校職 | 豊船 | 7 大阪市立学校、堺市立学校、豊中市立学校、 | 2-6 (略) | 第十八条 (略) | (人事委員会の調査審議等) | | 改正前 |

(職員 一部改正)

第三条 次 職員の給与に関する条例の合手に関する条例の一部 (昭和四十年大阪府条例第三十五号) \mathcal{O} 部を

示すように改正する。 次の表の改正前の欄にのように改正する。 掲げ る規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

| (略) 5— | | | 1 2 | 料、昇格等の基準) 第五 (初 | 改正後 |
|----------|---|--|------------------------------------|-----------------|-----|
| ― 11 (略) | が定める期間におけるその者の勤務成いては、府の教育委員会とする。以下校職員給与負担法第一条に規定する職 | 立学校及び能勢町立学校の職員のうち市町村立学校、池田市立学校、箕面市立学校、豊能町任命権者(大阪市立学校、堺市立学校、豊中市 | 型は、人事委員会規則で定め 定職給料表の適用を受ける で | 給 | 改正前 |

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で次のように改正する。 第四条 職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)の一部を(職員の旅費に関する条例の一部改正)

示す ように改正する。

第五条 大阪府職員基本条例(平成) (大阪府職員基本条例の一部改正)

(平成二十四年大阪府条例第八十六号) \mathcal{O} 部を次

 \mathcal{O} ょ う 12 改 É する

示 す 次 よう \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 改正前 改正 する。 \mathcal{O} . 掲 げ る規定を同 表 \mathcal{O} 改 正 後 \mathcal{O} 欄 に掲げ る規定に傍線 で

正後

(評価の基準) を 公表するものとする。

3 h

-八 条 外

2 第 (演用)

(略)

- 学校の府費負担教職員には適用しない。 十二条から第四十七条までの規定は、豊中市、十二条から第四十七条までの規定は、豊中市、三項、第二十六条第三項、第二十七条及び第四三項、第二十六条第三項、第二十五条第
- ない。
 が設置する学校の府費負担教職員には適用しが設置する学校の府費負担教職員には適用し枚方市、箕面市、東大阪市、豊能町又は能勢町枚方市、箕面市、東大阪市、池田市、高槻市、海十一条の規定は、豊中市、池田市、高槻市、

(特定の府費負担教職員に対する読替え) に相当する」とする。 第四十

第

(評価の基準) (評価の基準) (評価の基準) (評価の基準)

2

2 第 〔 四 適 · 八除外 条外

3

4

正 府 負 担 教 職 員 \mathcal{O} 人 事 行 政 事 務 E 係 る 事 務 処 理 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る条 例 \mathcal{O} 部 改

第六条 成十二年大 費 阪府 担 条例第三十二号) 教 職 員 \mathcal{O} 人事行政 0) 事 務 部を次のように に係 でる事 務 処理 改正する \mathcal{O} 例 12 関 す 条 例 伞

示 よう \mathcal{O} 改 TF. 正 前 す \mathcal{O} 欄 掲げ る規定を同 表 \mathcal{O} 改 Ī 後 \mathcal{O} 掲げる 規 定 に傍線 で

改正後 改正 前

(市町村が処理する事務の範囲等)
(市町村が処理する事務の範囲等)
(市町村が処理する事務の範囲等)

(市町村が処理する事務の範囲等)
(市町村が処理する事務の範囲等)
(市町村が処理する事務の範囲等) することとする。

第四条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三 第四条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三 常の 以下この条において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって大阪市が設置する学校の職員に係るものは、大阪市が処理することとする。

「法第十七条第一項又は第二項の規定による第一項及び第三項の規定による受給資格及び児童手当の支給に関する事務」
「法第十七条第一項の規定による受給資格及び児童手当の支給に関する事務」を入る法第八条の規定による児童手当の支給に関する事務。
「法第十七条第一項の規定による場別を受ける事務」である法第十四条の規定による場別を受ける事務。
「法第十七条第一項の規定による場別を受ける事務」を表示して読み替えられる法第八条の規定による児童手当の支給に関する事務。
「大者からのその受給額に相当する金額の全部又は一部の徴収に関する事務」を表示して読み替えられる法第十四条の規定による場別を表示して読み替えられる法第十四条の規定による場別を表示して表示といる。

第四条 (略)

第五条 (略)

第六条 負担法第一条に規定する給料その他の第六条 負担法第一条に規定する給料その他の高。) に係るものは、大阪市が処理するである職員で定める事務であって大阪市が設置する学校の職員(負担法第一条に規定する給料その他の高。) 第六条

(府費負 担教職員 \mathcal{O} 分限及 び懲戒 に関する条例 \mathcal{O} 部改正

第七条 第二十 -九号) 府費負担 \mathcal{O}]教職員 一部を次のように改正する。 \hat{O} 分限及 び懲戒に関する条例 (昭和三十 一年大阪府条例

示すよう の表 んに改正 の改正前 する。 の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線 で

| 及び第六項、第十条第六項並びに職員の懲戒に号。以下「分限条例」という。)第九条第三項関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一第二条 前条の規定にかかわらず、職員の分限に(分限条例等の適用除外) | 改正後 |
|---|-----|
| 及び第六項、第十条第六項並びに職員の懲戒に号。以下「分限条例」という。)第九条第三項関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十一第二条 前条の規定にかかわらず、職員の分限に(分限条例等の適用除外) | 改正前 |

は、適用しない。
び能勢町が設置する学校の府費負担教職員にび能勢町が設置する学校の府費負担教職員にの規定は、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及の規定は、豊中市、池田市、箕面市、豊能町及号。以下「懲戒条例」という。)第四条第二項関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十二

(分限条例等の適用に係る読替え) (分限条例等の適用に係る読替え) (分限条例等の適用に係る読替え) (分限条例等の適用に係る読替え) (分限条例等の適用に係る読替え) (分限条例等の適用に係る読替え)

略)

負担教職員には、適用しない。面市、豊能町及び能勢町が設置する学校の府費の規定は、大阪市、堺市、豊中市、池田市、箕号。以下「懲戒条例」という。)第四条第二項関する条例(昭和二十六年大阪府条例第四十二

略)

附 則

施 行]期日)

ے の条例 は、 平成二十 九 年 匹 月 __-日 から施行 す

(経過措置)

2 お従前 五号) 員会規則で定め ے に の条例 関する事務 第 \mathcal{O} 一条に 例によ \mathcal{O} 施 る事 る。 規定 及 行 Ű \mathcal{O} でする給 市 日 に 町 \mathcal{O} 属 0 村 立. す そ 学 Ź 7 月 校 \mathcal{O} は 他 職 \mathcal{O} 員 前 平 \mathcal{O} 給与 給 月ま 与 負 十九年五月三十 でに支給す \mathcal{O} 担 支給等に関する事務 法 (昭 和二 ベ き事由 十 三年 ま が 法 で \mathcal{O} う 律 じた児童手 \mathcal{O} ち教育委 第 百三十 は

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等の改正(概要)

総務部人事局企画厚生課・総務部人事局人事課・教育庁教職員室教職員企画課・教育庁教職員室教職員人事課

■改正の理由

市町村立学校職員給与負担法(以下「法」という。)が改正され、地方自治法第252条の19第1項の指定都市の学校の教員並びに事務職員等の給料、各種手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費等に要する費用の弁償については、都道府県の負担対象外となったため、所要の改正を行う。

■改正の内容

・大阪市及び堺市の教職員は、「府費負担教職員」ではなくなり、各条例の規定対象から外れるため、次のとおり該当箇所を改正する。

| 番号 | 条例名 | 改正箇所 |
|-----|------------------------------|---|
| (1) | 職員の期末手当及び勤勉手当に関する | ・手当の支給をする上で任命権者を府の教育委員会とする規定から指定都市の学校職員を削除する。(第 |
| (1) | 条例 | 5条) |
| 2 | 職員の退職手当に関する条例 | ・退職手当の支給制限等の処分に関する府人事委員会の調査審議に関する適用除外について、指定都市の |
| | 概員の返職子目に関する未例 | 職員は法により直接除外されることから削除する。(第18条) |
| 3 | 職員の給与に関する条例 | ・昇給に関し、任命権者を府の教育委員会とする規定から指定都市の学校職員を削除する。(第5条) |
| 4 | 職員の旅費に関する条例 | ・旅費に関し、任命権者を府の教育委員会とする規定から指定都市の学校職員を削除する。(第2条) |
| | | ・評価の基準を定める上で、任命権者を府教育委員会とする規定から指定都市を削除する。(第16条) |
| (5) | 大阪府職員基本条例 | ・任命権者の責務等の適用除外に関する規定について、指定都市は法により直接除外されることから削除 |
| | 八败的城員基本未例 | する。(第48条) |
| | | ・特定の府費負担教職員に対する読替えに関する規定から指定都市を削除する。(第49条) |
| 6 | 府費負担教職員の人事行政に係る事務 | ・大阪市が処理する児童手当法に基づく事務を削除する。(第4条) |
| 0 | 処理の特例に関する条例 | ・大阪市が処理する給料その他の給与の支給等に関する事務を削除する。(第6条) |
| | 府費負担教職員の分限及び懲戒に関す | ・分限条例等の適用除外に関する規定について、指定都市は法により直接除外されることから削除する。 |
| 7 | 内負貝担教職員の方限及の窓成に関す る条例 | (第2条) |
| | (3本内) | ・読替え規定の対象となる市町村に関する規定から、指定都市を削除する。(第3条) |

■施行期日

· 平成29年4月1日

(理由) 法の施行日が平成29年4月1日とされており、本条例の改正もこれに合わせて施行する必要があるため。

■政策アセスメント・制度間調整

- ①②③財政課及び教職員室教職員企画課と調整済、 ④学校総務サービス課と調整済、 ⑤教職員室と調整済
- ⑥大阪市と条例の改正について調整済

府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例施行規則の改正

示すように改正する。

、次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線でように改正する。

、大阪府立学校条例(平成二十四年大阪府条例第八十九号)の一部を次の大阪府条例第 号

| 学校大阪府立芦間高等 | (略) | 等学校 | 学校大阪府立北野高等 | 学校 | (略) | | 等学校 | (略) | | 学校 | (略) | | 等学校 大阪府立門真西高 | (略) | | 学校大阪府立勝山高等 | (略) | 等学校 | | 名称 | 別表第二(第三条関係) | 三 特別支援学校 五二 高等学校 九、二第二十二条 (略) | 改 |
|------------|-----|---------------|--------------|------------|-----|------------|-----|-----|------------|-----|-----|----------------|-----------------|-----|-------------------|------------|-----|-----|--------------|----|-------------|-------------------------------|-----|
| (略) | (略) | 二丁目大阪市阿倍野区三明町 | 丁目大阪市淀川区新北野二 | (略) | (略) | | (略) | (略) | | (略) | (略) | | (略) | (略) | | (略) | (略) | (略) | | 位置 | | 五、五七三人 | 改正後 |
| 学校大阪府立芦間高等 | (略) | | | 学校大阪府立泉北高等 | (略) | 学校大阪府立伯太高等 | 等学校 | (略) | 等学校 | 学校 | (略) | はや高等学校大阪府立門真なみ | 等学校 | (略) | 等学校 | 学校大阪府立勝山高等 | (略) | 等学校 | 学校大阪府立北野高等 | 名称 | 別表第二(第三条関係) | 三 特別支援学校 一〇 高等学校 八人 中学校 八人 | 改 |
| (略) | (略) | | | (略) | (略) | 和泉市伯太町一丁目 | (略) | (略) | 東大阪市荒本西一丁目 | (略) | (略) | 門真市島頭四丁目 | (略) | (略) | 二丁目 大阪市阿倍野区三明町 | (略) | (略) | (略) | 丁目大阪市淀川区新北野二 | 位置 | | 五、五四一人 | 改正前 |

| 備考(| | 学 | 学校府 | | 等学校 | はや高等学校大阪府立門真 |
|-----|-----|-----------|----------------|-----|-----------------------|--------------|
| (略) | (略) | 立伯太高等 | ·校 (阪府立堺東高等 | 略) | 立 布 施 北 高 | 等学校のおり |
| | (略) | 和泉市伯太町一丁目 | (略) | (略) | 東大阪市荒本西一丁目 | 門真市島頭四丁目 |

| /#: | | | | |
|-----|-----|----------------|-----|--|
| 備考 | | 学校 大阪府立堺東高等 | | |
| (略) | (略) | 府立 | (略 | |
| Œ | 1) | 堺東 | 1) | |
| | | 高 等 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | (略) | (略) | (略) | |
| | | | | |
| | | | | |

第二条

示すように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で条 大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

| (4 | 学大校阪 | 学大 | | | 表 | |
|-----|----------------|-------------------|---|--|---|--|
| (略) | 学校能勢分校大阪府立豊中高等 | 学校大阪府立豊中高等 | (略) | 名称 | 別表第二(第三条関係) | 改 |
| (略) | 豊能郡能勢町上田尻 | (略) | (略) | 位置 | | 改正後 |
| | | | | | | |
| ~ £ | | 学校府立 | (4 | 名 | _ | |
| 略) | | 豊中高等 | 鮥) | 称 | <u> </u> | 改 |
| | | | (| 位 | | 改正前 |
| (略) | | 略) | (略) | 置 | | |
| | (略) (略) (略) | 豊能郡能勢町上田尻 (略) (略) | (略) (略) 世能郡能勢町上田尻 学校 大阪府立豊中高等 | 豊能郡能勢町上田尻 (略) 大阪府立豊中高等 学校 大阪府立豊中高等 | 豊能郡能勢町上田尻 (略) (略) (格) (格) | 豊能郡能勢町上田尻 (略) (略) (略) (略) (略) 豊能郡能勢町上田尻 大阪府立豊中高等 学校 (略) (略) (略) (略) (略) |

第三条

示すように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で三条。大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

| | | | | | | 別 | |
|-------|---------|------------|------------|---------|----|-------------|-----|
| 備考(略) | (略) | | 学校大阪府立長吉高等 | (略) | 名称 | 別表第二(第三条関係) | 改 |
| | (略) | | (略) | (略) | 位置 | | 改正後 |
| | | | | | | 即 | |
| 備考 | | 学大校阪 | 学大校阪 | | | 別表第二 | |
| (略) | (略) | 学校大阪府立能勢高等 | 学校大阪府立長吉高等 | (略) | 名称 | 第三 | ₹₩ |
| (略) | (略) (略) | 府立能勢高等 | 府立長吉高等 (略) | (略) (略) | | _ | 改正前 |

この条例は、 平成二十九年四月一日から施行する。 ただし、第二条の規定は平

大阪府立学校条例の改正 (概要)

教育振興室高等学校課/教育振興室高校再編整備課/教職員室教職員人事課

■改正の理由

- (1) 府立の中学校、高等学校並びに特別支援学校の児童・生徒数の変動に伴う学級数の変動により、平成29年度の教職員定数の改定を行うため、所要の改正を行う。
- (2) 大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画に基づく平成27年度実施対象校の学科改編を平成29年度入学生より実施するため、所要の改正を行う。
- (3) 平成28年度公立高等学校の募集人員を変更したことに伴い、所要の改正を行う。
- (4) 大阪府立学校条例及び大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画に基づく平成27年度実施対象校のうち大阪府立能勢高等学校を平成30年度当初より大阪府立豊中高等学校の分校とするため、所要の改正を行う。

■改正の内容

- (1) 教職員定数の改定 中学校 8人→14人、高等学校 10,011人→9,810人、 特別支援 5,541人→5,573人
- (2) 平成27年度実施対象校の学科改編
- ① 大阪府立門真なみはや高等学校を全日制普通科より全日制総合学科に改編する。
- ② 大阪府立布施北高等学校を全日制普通科より全日制総合学科に改編する。
- ③ 大阪府立伯太高等学校を全日制普通科から全日制総合学科に改編する。
- (3) 平成28年度公立高等学校の募集人員の変更
- ① 大阪府立北野高等学校を全日制普通科の募集を停止し、文理学科のみの募集とする。
- ② 大阪府立天王寺高等学校を全日制普通科の募集を停止し、文理学科のみの募集とする。
- (4) 大阪府立能勢高等学校を大阪府立豊中高等学校の分校とする改編
 - ①大阪府立豊中高等学校能勢分校の項を別表第二に追加する。
 - ②大阪府立能勢高等学校の項を別表第二から削る。
- **■施行期日** (1)、(2)及び(3)平成29年4月1日

(理由) 平成29年度当初から実施するため。

(4)①平成30年1月1日

(理由) 平成30年1月から能勢分校を設置するため。

(4)②規則で定める日

(理由) 在校生が卒業する時期に合わせて閉校するため。

■政策アセスメント・制度間調整

- (1)財政課と教職員定数について調整済
- (4)予算執行機関の指定及び大阪府基金条例に基づく府の機関の指定の告示の改正、大阪府立学校の管理運営に関する規則の改正

| 四 特別支援学校 一五人三 高等学校 二五人 | 二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 一七、二八九人 | 一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 第二条 (略) | (府費負担教職員の定数) | 改正後 |
|-------------------------|--------------------------------|---------------------------------|--------------|-----|
| 四 特別支援学校 一九七人三 高等学校 二八人 | 二 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) 二七、〇九七人 | 一 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) 第二条 (略) | (府費負担教職員の定数) | 改正前 |

この条例は、 平成二十九年四月一日から施行する。

府費負担教職員定数条例の改正 (概要)

教育庁教職員室教職員人事課

■改正の理由

大阪市・堺市を除く市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校、大阪市・堺市を除く市立の高等学校(定時制の課程)並びに市立の特別支援学校の児童・生徒数の変動に伴う学級数の増減及び国定数の配分に基づき、平成29年度の府費負担教職員定数の改定を行うため、所要の改正を行う。

■改正の内容

教職員定数の改正 (第2条関係)

小学校 (義務教育学校の前期課程を含む。) 27,097人 → 小学校 (義務教育学校の前期課程を含む。) 17,289人 中学校 (義務教育学校の後期課程を含む。) 16,079人 → 中学校 (義務教育学校の後期課程を含む。) 10,273人 高等学校 28人 → 高等学校 25人 197人 → 特別支援学校 15人

■施行期日

平成29年4月1日 (理由) 平成29年度当初から施行する必要があるため

■政策アセスメント・制度間調整

財政課と教職員定数について調整済

(平成十二

欄に掲げる規定に傍線で示

| 理することとする。 理することとする。 指導改善研修に関する事務であって、豊中市が処 治導改善研修に関する事務であって、豊中市が 2 教育公務員特例法第二十五条の二第一項の | Than 1 |
|---|--|
| | は第二十二条の四第三項の規定でよる公 本に関する事務 三 法第二十二条の三第二項の規定による協 三 法第二十二条の三第三項の規定による協 一 法第二十二条の三第三項の規定による協 一 表に関する事務 一 表に関する事務 一 本第二十二条の三第二項の規定による協 一 表に関する事務 |
| వ _ం | 十四条第一項及び第二十五条の研修に関す第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十三条第一項、第二一 地方公務員法第三十九条第二項並びに法 |
| るものは、当該市又は町が処理することとすりのでに関する事務であって、池田市、箕面市、一個条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の四条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の四条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十三条第二項並びに第三条 地方公務員法第三十九条第二項並びに第三条 | 当該市又は町が処理することとする。 |
| 改正前 | 改正後 |
| | |

この条例は、 平成二十九年四月一日から施行する。

府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の改正(概要)

教育庁教職員室教職員人事課

■改正の理由

- (1) 教育公務員特例法の改正により、同法の条項を引用している本条例の規定に変更が生じるため、規定整備を行う。
- (2) 指標や教員研修計画及び協議会について豊能地区3市2町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)に権限移譲する。

■改正の内容

- (1) 第3条第1項及び第2項中
 - 「第22条の3第1項」を追加。(指標に関する事務)
 - ・「第22条の4第1項」を追加。(教員研修計画に関する事務)
 - ・「第22条の5第1項」を追加。(協議会に関する事務)
 - ・「第25条の2」を「第25条」に改める。(第25条の2の条文が第25条に繰り上げ)

■施行期日

・平成29年4月1日 (理由)教育公務員特例法が平成29年4月1日に施行されるため。

■政策アセスメント・制度間調整

・豊能地区(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)と条例の改正について調整済

大阪 府 条例

大阪 府 行 政基本 条 例 等 \mathcal{O} _ 部 を改正する条例

大 阪 府教 育行 政 基本条例 \mathcal{O} 一部 改正

条 ように 大阪府教 育行政基本 · 条 例 平 ·四年 大阪府 条例第八十八号) \mathcal{O} __ 部

を次 改 Ī する。

示 す よう 改正 す 前 る。 \mathcal{O} 掲 げ る規定を同表 \mathcal{O} 改 正 後 \mathcal{O} 欄 に掲げ る規定に傍線 で

3 2 第 (九府 条 (注) (略) 員 の資質及び能力の 向上等

改正後

- が不適切な教員(府費負担教職員であって教 頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護 動論、養護助教諭、栄養教諭及び講師であるも のをいう。以下同じ。)について、市町村教育 委員会と連携し、教育公務員特例法第二十五条第四 相導改善研修その他の指導の改善を図る措置 を講ずるものとする。 4 委員会は、教育公務員特例法第二十五条第四 項の認定その他の判定において指導の改善が 不十分でなお幼児、児童又は生徒に対する指遺 を講ずるものとする。 な すして、免職その他の必要な措置を厳正に講じ 対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じ なければならない。 関、主幹致俞、旨が不適切な教員の子適切な教員をは、幼児 (府費負担教職員であた、児童又は生徒に対す つて教

3 2 第 八条 (注) 教 員 の資質及び能力の 向

改正前

- が不適切な教員(府費負担教職員であって教育、主幹教諭、指導教諭、教諭、功教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師であるものをいう。以下同じ。)について、市町村教育のをいう。以下同じ。)について、市町村教育のをは第一号)第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修その他の指導の改善を図る措置を講ずるものとする。 委員会は、 (府費負担教職員であれ、児童又は生徒に対す 歌って養教の指導
- 4 委員会は、教育公務員特例法第二十五条の二4 委員会は、教育公務員特例法第二十五条の二4 委員会は、教育公務員特例法第二十五条の二

大阪 立学校条 例 \mathcal{O} 部 改正

第二条 よう ĺΞ 改正 大阪府立学 する。 校 条例 (平成二十四年 -大阪府 条例第 八 -九号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O}

で 示 ように \mathcal{O} 改正前 改正 する。 \mathcal{O} に 掲げ る規定を同表の 改正後 0 欄 に · 掲 げ る規定に傍 線

改正後 改正前

(指導が不適切な教員に対する措置) (指導が不適切な教員に対する指導の改善を図るために必要な所をその他の指導の改善を図るために必要な所をその他の指導の改善を図るために必要な所であると認める教員に対し、教育公務員特例法(昭和二十四年法律に対し、教育公務員特例法(昭和二十四年法律に対し、教育公務員特例法(昭和二十四年法律に対し、教育公務員特例法(昭和二十四年法律に対し、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第四項第三号の保護者からの意見の第二十一条 校長は、教員の教育活動の状況及び 第二十一条 校長は、教員の教育活動の状況及び 第二十一条 校長は、教員の教育活動の状況及び なっぱい いっこう はいっこう はいいっこう はいいっこう はいっこう はいっと はいっこう はいっこう はいっこう はいまい はいっこう はいっこう はいっこう はいっこう はいっこう はいまい はいまいまい はいまい はいまいまいまいまりまする はいまいまりまする はいまいまいまりまりまする はいまりまり はいまいまりまする はいまりまする はいまいる はいまりまりまする はいまりまする はいまいまりまする はいまいまりまする はいまいまりまする はいまりまする はいまりまりまする はいまいまりまする はいまいまりまする はいまりまする はいまりまする はいまいまりまする はいまりまする はいまりまする はいまりまりまする はいまりまする はいまりまりまする はいまりまする はいまりまりまする はいまりまりまする はいまりまりまする はいまりまりまする はいまりまりまする はいまりまりまする はいまりまりまする はいまりまりまする はいまりまりまする はいまりまりまりまする はいまりまりまりまする はいまりまりまりまする はいまりまりまりまする はいまりまりまりまりまする はいまりまりまりまりまりまする はいまりまりまする はいまりまりまりまりまする はいまりまりまりまりまする はいまりまりまりまりまりまりまりまする はいまりまりまりまりまりまりまりまする はいまりまりまりまり

3 2

不項 -十分でなお幼児、児童又は生徒に対する指導への認定その他の判定において指導の改善が委員会は、教育公務員特例法第二十五条第四

(指導が不適切な教員に対する措置) (指導が不適切な教員に対する指導のという。) 第二十一条 校長は、教員の教育活動の状況及び第二十一条 校長は、教員の教育活動の状況及び第二十一条 校長は、教員の教育活動の状況及び第二十一条 校長は、教員の教育活動の状況及び第二十一条 校長は、教員の教育活動の状況及びを講ずるよう申し出ることができる。

3 2 善が不十分でなお幼児、児童又は生徒に対第四項の認定その他の判定において指導委員会は、教育公務員特例法第二十五条 すのの る改二

なければならない。対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じを適切に行うことができないと認める教員に

講じなければならない。 員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に指導を適切に行うことができないと認める教

大阪 府附属機関条例 \mathcal{O} 一部改正)

第三条 のように改正する。 大阪府附属機関条例 (昭和二十七年大阪府条例第三十九号) の一部を次

示すように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で

| 三(略) | (略) | 上審議会 上審議会 期 第 (数 | (略) | 名称 | 二 (略) | 別表第一(第二条関係) | 改正後 |
|------|-----|--|-----|--------|-------|-------------|-----|
| | (略) | に関する事務 に関する事務 のの調査審議 ののの調査を表してのの調査を表してのの調査を表しての調査を表しての調査を表しての調査を表しての調査を表しての。 のののののでは、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、 | (略) | 担任する事務 | | | |
| 三(略) | (略) | 大阪府教員の資質向 | (略) | 名称 | 二(略) | 別表第一(第二条関係) | 改正前 |
| | (略) | 教育公務員特例法では、関する事務で出たっての調査等に当たっての調査等による認定のは、関する事質を表現である。 | (略) | 担任する事務 | | | 前 |

この条例は、 平成二十九年四月一日から施行する。

大阪府教育行政基本条例等の改正 (概要)

教育庁教育総務企画課/教育振興室高等学校課/教職員室教職員人事課

■改正の理由

教育公務員特例法の改正(平成28年法律第87号。平成28年11月28日公布、平成29年4月1日施行)により、同法の条項を引用している条例の規定に条ずれが生じるため、規定整備を行う。

■改正の内容

- ①大阪府教育行政基本条例:第9条第3項及び第4項中「第25条の2」を「第25条」に改める。
- ②大阪府立学校条例:第21条第1項及び第3項中「第25条の2」を「第25条」に改める。
- ③大阪府附属機関条例:別表第一(二 教育委員会の附属機関)「大阪府教員の資質向上審議会」の下欄、「第25条の2」を「第25条」に改める。

■施行期日

・平成29年4月1日 (理由) 法律の施行日と合わせるため。

■政策アセスメント・制度間調整

人事局企画厚生課と調整済

.政事務に係る事務処理の特例号 に関する条例の 一部を改

欄に掲げ 部を次 に ける規定を同せいのように改正のように改正のように改正している。 同表现处理 でなる。との特例 に関する条例 (平成十二年大

 \mathcal{O} 欄に掲げ る規定に傍線で

| 1 | 第五条 (略) 二 (略) 二 (略) 二 法第四十二条第二項の規定に対して読み替えの十七第三項において読み替えの十七第三項において読み替えの十七第四十五条の六第二項(法第四十五条の六第二項(法第四十五条の六第四項の担じ、人。 (略) 本 法第四十五条の六第二項の許る事務 本 法第四十五条の六第四項の規定による役割の受理に関する事務 本 法第四十五条の六第四項の担け・人。 (略) 本 法第四十五条の六第四項の担け・人。 (略) 本 法第四十五条の六第四項の担け・人。 (略) 本 法第四十五条の六第四項の担け・人。 (略) 本 法第四十五条の元第四項の担け・人。 (略) | 改正 |
|--|--|-----|
| 一回 | (略) (略) (略) (略) (略) (略) (時) (時) | 後 |
| 2 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市(大阪市を除く。)、町及び村の区域に係るもの(岸和田市、池田市、中田市、泉大津市、貝塚市、守口市、茨木市、八尾市、泉佐野市、松原市、大東市、高田林市、寝屋川市、河内、尾市、泉佐野市、松原市、大東市、和泉市、東市、港であり、次に掲げる事務であり、次に掲げる事務であり、次に掲げる事務であり、次に掲げる事務であり、次に掲げる事務であり、次に掲げる事務であり、次に掲げる事務であり、次に掲げる事務であり、次に掲げる事務であり、次に掲げる事務であり、次に掲げる事務であり、次に掲げる事務であり、次に掲げる事務であり、次には、大東市、高石市、藤原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤原市、羽曳野市、門真市、田東市、東京、大東市、東京、大東市、東京、大東市、東京、大東市、大東市、東京、大東市、東京、大東市、東京、大東市、大東市、東京、大東市、大東市、東京、大東市、東京、大東市、大東市、東京、大東市、大東市、東京、大東市、大東市、東京、大東市、大東市、東京、大東市、東京、大東市、東京、大東市、大東市、東京、大東市、東京、大東市、大東市、東京、大東市、大東市、大東市、大東市、東京、大東市、東京、大東市、東京、大東市、東京、大東市、大東市、東京、大東市、東京、大東市、大東市、東京、東京、大東市、大東市、大東市、東京、大東市、東京、大東市、東京、大東市、東京、大東市、東京、大東市、東京、大東市、東京、東京、大東市、東京、東京、大東市、東京、大東市、東京、大東市、東京、大東市、東京、大東市、東京、東京、大東市、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、 | 第五条 (略) 二 (略) 二 法第三十九条の三の規定による仮理事の二 法第三十九条の四の規定による特別代理 三 法第三十九条の四の規定による特別代理 三 法第三十九条の四の規定による幅出の受 理に関する事務 四 法第四十三条第三項の規定による届出の受 理に関する事務 円 法第四十七条の三の規定による届出の受 理に関する事務 円 法第四十七条の三の規定による届出の受 理に関する事務 円 法第四十七条の三の規定による届出の受 日 法第四十九条第二項の認可に関する事務 | 改正前 |

市、阪南市、四條畷市、交野市、大阪狭山井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山

第二条 う に改正する。 大 (阪府福 祉 行政事 務に係る事務処理 \mathcal{O} 例に関 する条例 \mathcal{O} 部 を次 0 ょ

示 す 次 ょ う の表 に改正する。 の改正前 \mathcal{O} 欄 12 掲げ る規定を同 表 \mathcal{O} 改 Ē 後 \mathcal{O} 欄に掲げ る規定に 傍線 で

| 第四条 精神保健及び精神障害者福祉に関する 第四条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号。以下この条において「令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市(大げる事務であって、府の区域内に存する市(大げる事務であって、府の区域内に存する市(大が地理することとする。 | 改正後 |
|--|-----|
| 町又は村が処理することとする。 野四条 精神保健及び精神障害者福祉に関する 第四条 精神保健及び精神障害者福祉に関する 第四条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年法律第百二十三号。以下こ が精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号。以下この条において 「令」という。) に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって、府の区域内に存する市(大 で別でであって、府の区域内に存する市(大 で別であって、府の区域内に存する市(大 の条において「法」という。) 及び精神保健及 が精神障害者福祉に関する | 改正前 |

第十

十六

(略)

3 2

成二十六年工芸科学省令第二号。以下この項に総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平法、就学前の子どもに関する教育、保育等の法、就学前の子どもに関する教育、保育等の `法((略)

ー―十 (略) 「中一十 (略) 「中一十 (略) 「中一十 (略) 「中一十 (略) 「中一十 (略) 「中」という。)及び条例に基づく事務 おいて「令」という。)及び条例に基づく事務 おいて「令」という。)及び条例に基づく事務 おいて「令」という。)ので表例に基づく事務 には、当該市が処理することとする。

十六

3 2 第 法(略)

3 法、就学前の子どもに関する法律施行規則(平総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成二十六年文部科学省令第二号。以下この項に成二十六年文部科学省令第二号。以下この項に成二十六年文部科学省令第二号。以下この項に原市及び箕面市の区域に係るものにあっては、写生労働省 府 (略)

則

同年 $\sum_{}$ 七月一 0 条例は、 日 か ら施行する 平成二十九年 兀 月 日 から施行する。 ただ Ĺ 第二条の規定は

大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例の改正(概要)

福祉部 地域福祉推進室指導監査課 障がい福祉室地域生活支援課 高齢介護室介護事業者課 子ども室子育て支援課 教育庁 私学課 市町村教育室小中学校課

■改正の理由

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)の改正(平成28年3月31日公布、平成29年4月1日施行)により、所轄庁に一時評議員の職務を行うべき者の選任等の権限が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 枚方市に、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を移譲するため、所要の改正を行う。
- (3) 交野市に、老人福祉センター設置届出の受理等の事務を移譲するため、所要の改正を行う。
- (4) 茨木市に、幼保連携型認定こども園の認可等及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関する事務を移譲するため、所要の改正を行う。

■改正の内容

- (1) 社会福祉法人に係る町村(島本町を除く。)に移譲する法第42条第2項の一時評議員の職務を行うべき者の選任等の事務を追加する。
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務の権限移譲の対象に、枚方市を追加する。
- (3) 社会福祉法及び老人福祉法に基づく老人福祉センター設置届出の受理等の事務の権限移譲の対象に、交野市を追加する。
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、同法施行規則及び条例に基づく幼保連携型認定こども園の認可等及び 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等に関する事務の権限移譲の対象に、茨木市を追加する。

■施行期日

- (1) 平成29年4月1日
 - 理由:改正社会福祉法が平成29年4月1日に施行されるため。
- (2) 平成29年7月1日
 - 理由:施行日については、権限移譲先の枚方市の申出により平成29年7月1日とする。
- (3) 平成29年4月1日
 - 理由:施行日については、権限移譲先の交野市の申出により平成29年4月1日とする。
- (4) 平成29年7月1日
 - 理由:施行日については、権限移譲先の茨木市の申出により平成29年7月1日とする。

■政策アセスメント・制度間調整

- (1) 市町村課及び移譲先の町村と調整済(能勢町、豊能町、太子町、河南町、千早赤阪村、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町)
- (2) 市町村課及び移譲先の市町村と調整済
- (3) 市町村課及び移譲先の市町村と調整済
- (4) 市町村課及び移譲先の市町村と調整済

| 二・三 (略) 「記可外施設型認定こども園の設置者) (認可外施設型認定こども園の設置者) | 改正後 |
|--|-----|
| 二・三 (略) 二・三 (略) 二・三 (略) 二・三 (略) 二・三 (略) 二・三 (略) | 改正前 |

この条例は、 平成二十九年四月一日から施行する。

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の改正(概要)

福祉部 子ども室子育て支援課 教育庁 私学課 市町村教育室小中学校課

■改正の理由

社会福祉法(昭和26年法律第45号)の改正に伴い、所要の改正を行う。

■改正の内容

社会福祉法において、役員の資格に関する規定が変更されたため、同様の改正(引用条文の変更)を行う。

■施行期日

平成29年4月1日 (理由)改正社会福祉法が平成29年4月1日に施行されるため。

■政策アセスメント・制度間調整

なし